

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6944281号
(P6944281)

(45) 発行日 令和3年10月6日(2021.10.6)

(24) 登録日 令和3年9月14日(2021.9.14)

(51) Int.Cl.

H04N 1/00 (2006.01)

F 1

H04N 1/00

H04N 1/00 127Z

請求項の数 14 (全 20 頁)

(21) 出願番号 特願2017-119890 (P2017-119890)
 (22) 出願日 平成29年6月19日 (2017.6.19)
 (65) 公開番号 特開2019-4429 (P2019-4429A)
 (43) 公開日 平成31年1月10日 (2019.1.10)
 審査請求日 令和2年6月15日 (2020.6.15)

(73) 特許権者 000001007
 キヤノン株式会社
 東京都大田区下丸子3丁目30番2号
 (74) 代理人 110003281
 特許業務法人大塚国際特許事務所
 (72) 発明者 久野 宏一
 東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キ
 ャノン株式会社内

審査官 野口 俊明

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】情報処理装置、情報処理方法及び情報処理システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

情報処理装置のコンピュータに、
画像処理装置に第1スキャン要求を送信する送信ステップと、
前記第1スキャン要求により前記画像処理装置によって実行されたスキャンにより生成
された画像データを取得する取得ステップと、
前記取得された前記画像データに付随する付随情報が第1の内容であることに基づいて
、前記情報処理装置による所定の画像処理の実行をユーザが指示するための所定の領域を
表示するように制御し、前記付随情報が前記第1の内容と異なる第2の内容であることに
基づいて、前記所定の領域を表示しないように制御する制御ステップとを実行させること
を特徴とするプログラム。

【請求項 2】

請求項1に記載のプログラムであって、
前記画像処理装置が、前記画像データに画像処理を実行していない場合、前記付隨情報
は前記第1の内容であり、前記画像処理装置が、前記画像データに画像処理を実行してい
る場合、前記付隨情報は前記第2の内容であることを特徴とするプログラム。

【請求項 3】

請求項1又は2に記載のプログラムであって、
前記第1スキャン要求は、前記情報処理装置のオペレーティングシステムのメーカーに
よって定められた標準に基づく標準ドライバを介して前記画像処理装置に送信されること

を特徴とするプログラム。

【請求項 4】

請求項 3に記載のプログラムであって、

前記画像データおよび前記付随情報は、前記標準ドライバを介して取得されることを特徴とするプログラム。

【請求項 5】

請求項 1乃至4のいずれか一項に記載のプログラムであって、

前記画像処理装置のケーパビリティに関する情報を取得するケーパビリティ取得ステップと、

前記第1スキャン要求と異なる第2スキャン要求のための設定画面を表示する表示ステップと、をさらに実行させ、

前記取得された前記画像処理装置のケーパビリティに関する情報に基づいて、前記画像処理装置に送信される第2スキャン要求のための設定画面の内容が制御されることを特徴とするプログラム。

【請求項 6】

請求項 3又は請求項 4に従属する請求項 5に記載のプログラムであって、

前記画像処理装置のケーパビリティに関する情報は、前記標準ドライバを介して取得されることを特徴とするプログラム。

【請求項 7】

請求項 1乃至6のいずれか一項に記載のプログラムであって、

前記第1スキャン要求により実行されるスキャンは、最小サイズのスキャンであることを特徴とすることを特徴とするプログラム。

【請求項 8】

請求項 1乃至7のいずれか一項に記載のプログラムであって、

前記付随情報が前記第1の内容であることに基づいて、前記第1スキャン要求と異なる第2スキャン要求のための設定画面において前記所定の領域を表示するように制御し、前記付随情報が前記第2の内容であることに基づいて、前記設定画面において前記所定の領域を表示しないように制御することを特徴とするプログラム。

【請求項 9】

請求項 1乃至8のいずれか一項に記載のプログラムであって、

前記所定の画像処理は、輪郭強調であることを特徴とするプログラム。

【請求項 10】

請求項 1乃至9のいずれか一項に記載のプログラムであって、

前記第1スキャン要求と異なる第2スキャン要求を送信する要求送信ステップと、

前記第2スキャン要求により前記画像処理装置によって実行されたスキャンにより生成された画像データを取得するデータ取得ステップと、

前記所定の領域を表示するよう制御されており、前記所定の領域により前記所定の画像処理の実行が前記ユーザにより指示されている場合、前記画像データに前記所定の画像処理を実行する実行ステップと、をさらに実行させることを特徴とするプログラム。

【請求項 11】

請求項 1乃至10のいずれか一項に記載のプログラムであって、

前記画像データは、JPEGデータであって、

前記付随情報は、EXIF情報であることを特徴とするプログラム。

【請求項 12】

請求項 1乃至11のいずれか一項に記載のプログラムであって、

アプリケーションプログラムであることを特徴とするプログラム。

【請求項 13】

情報処理装置であって、

画像処理装置に第1スキャン要求を送信する送信手段と、

前記第1スキャン要求により前記画像処理装置によって実行されたスキャンにより生成

10

20

30

40

50

された画像データを取得する取得手段と、

前記画像データに付随する付随情報が第1の内容であることに基づいて、前記情報処理装置による所定の画像処理の実行をユーザが指示するための所定の領域を表示するように制御し、前記付随情報が前記第1の内容と異なる第2の内容であることに基づいて、前記所定の領域を表示しないように制御する制御手段とを有することを特徴とする情報処理装置。

【請求項14】

画像処理装置と、情報処理装置を含む情報処理システムであって、

前記情報処理装置は、

画像処理装置に第1スキャン要求を送信する送信手段を有し、

10

前記画像処理装置は、

前記第1スキャン要求によりスキャンを実行するスキャン手段と、

前記スキャンにより生成された画像データに、付随情報として、前記画像処理装置で実行された画像処理の有無に対応する情報を付随させる付隨手段と、

前記スキャンにより生成された画像データを前記情報処理装置に送信する送信手段と、を有し、

前記情報処理装置は、さらに、

前記第1スキャン要求により前記画像処理装置によって実行されたスキャンにより生成された画像データを取得する取得手段と、

前記取得手段により取得された前記画像データに付隨する前記付隨情報が第1の内容であることに基づいて、前記情報処理装置による所定の画像処理の実行をユーザが指示するための所定の領域を表示するように制御し、前記付隨情報が前記第1の内容と異なる第2の内容であることに基づいて、前記所定の領域を表示しないように制御する制御手段とを有することを特徴とする情報処理システム。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、画像処理装置に各種情報を送信する情報処理装置、情報処理方法及び情報処理システムに関する。

【背景技術】

30

【0002】

情報処理装置のOperating System以下OS上で動作するアプリケーションプログラムがスキャナなどの画像処理装置にアクセスする際には、OSメーカーや標準化団体が定める標準規約を用いて行うことできる。OSメーカーや標準化団体はアプリケーションプログラムからの要求に応じてドライバと呼ばれるプログラムを制御し画像処理装置へのアクセスを実現する。

ドライバには画像処理装置を提供しているベンダーが自ら作り提供するベンダードライバがある。ベンダードライバは標準規約に準拠しているが、独自の処理を盛り込むことが可能である。例えばスキャナの標準規約であるTWINにおいては機能拡張用にCustom Capability機能があり、ベンダーがベンダードライバにこれを定義することで独自の機能を実装し、アプリケーションプログラムから利用することが可能である。

40

【0003】

しかしながら、近年のセキュリティ問題やOSのアップグレード期間の短縮などにより、ベンダードライバではなく、OSメーカーが用意する標準ドライバを使用するケースが増えてきている。標準ドライバでは基本機能のみが実装されておりベンダー固有の独自機能はサポートされない。結果として標準ドライバによる機能不足が懸念されている。

【0004】

標準ドライバを使いながら機能を拡張する方法はいくつか提案されている。例えば、特許文献1においては、TWINのスタブデータソースからユーザーインターフェースマネ

50

ージャを経由し実際の T W A I N プロトコルマネージャ経由からきた要求に対して、画像マネージャで画像処理を加えて結果を T W A I N プロコルマネージャ経由で変換する処理が提案されている。アプリケーションプログラムから見た実際のデータの経由は T W A I N プロトコルに準拠しているが、T W A I N の制御外の仕組みをスタブでオーバーラップしているため、OS から見ると標準規約の範囲内での実装ではない。

【0005】

また特許文献 2においては、デバイスドライバとアプリケーションとの間でデバイスドライバに固有の設定情報を授受するための拡張インターフェースをオペレーティングシステムのインターフェースで実現し、前記デバイスドライバの固有の設定情報に基づく設定が可能な設定画面の表示をさせている。こちらの拡張インターフェースも標準規約内で定義されたものでない別のプログラムとなっており、標準プロトコルと標準ドライバだけでの解決策にはなっていない。

【0006】

このように、機能拡張は標準規約の範囲で納めることができず、標準プロトコルが存在し標準ドライバが提供されている環境においてはベンダーの拡張機能が使えないことがある。機能拡張を利用するためには、ベンダードライバを用いたり、従来技術で説明した技術を用いたりすることで、それが可能となる。

【0007】

一方、スキャナ等の画像処理装置は、ホストコンピューター等に比べると処理能力が低く、組み込みプログラムであるので処理の柔軟性にも乏しい。そこで画像処理そのものはより柔軟で処理能力も高いホストコンピューター等で実行する傾向にある。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0008】

【特許文献 1】特許第 4208278 号明細書

【特許文献 2】特許第 4310172 号明細書

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

しかしながら、スキャナ等の画像処理装置で標準的な画像処理を超えた画像処理が施されている場合には、アプリケーションで更に画像処理を施すと、画質が劣化することがある。そのため、アプリケーションは、例えばそれを防止するために、画像処理装置から取得する画像データが既に標準を超える画像処理済みかを知る必要がある。ところが、ベンダードライバを利用すれば、画像処理装置に対する画像処理の指定を取得できるかもしれないが、標準ドライバを用いる場合、それをアプリケーションが知ることができないことがある。そのため、画像処理装置を用いる情報処理装置において、画像処理装置の利用に際して実行する機能を適切に決定できないことがある。

【0010】

本発明は上記従来例に鑑みて成されたもので、標準的なドライバを利用して一つ、実行する機能を適切に決定することができる情報処理装置、情報処理方法及び情報処理システムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0011】

上記目的を達成するために本発明は以下の構成を有する。

本発明の一側面によれば、情報処理装置のコンピュータに、

画像処理装置に第 1 スキャン要求を送信する送信ステップと、

前記第 1 スキャン要求により前記画像処理装置によって実行されたスキャンにより生成された画像データを取得する取得ステップと、

前記取得された前記画像データに付随する付随情報が第 1 の内容であることに基づいて、前記情報処理装置による所定の画像処理の実行をユーザが指示するための所定の領域を

10

20

30

40

50

表示するように制御し、前記付随情報が前記第1の内容と異なる第2の内容であることに基づいて、前記所定の領域を表示しないように制御する制御ステップとを実行させることを特徴とするプログラムが提供される。

本発明の他の側面によれば、情報処理装置であって、

画像処理装置に第1スキャン要求を送信する送信手段と、

前記第1スキャン要求により前記画像処理装置によって実行されたスキャンにより生成された画像データを取得する取得手段と、

前記画像データに付隨する付隨情報が第1の内容であることに基づいて、前記情報処理装置による所定の画像処理の実行をユーザが指示するための所定の領域を表示するように制御し、前記付隨情報が前記第1の内容と異なる第2の内容であることに基づいて、前記所定の領域を表示しないように制御する制御手段とを有することを特徴とする情報処理装置が提供される。

本発明のさらに他の側面によれば、画像処理装置と、情報処理装置を含む情報処理システムであって、

前記情報処理装置は、

画像処理装置に第1スキャン要求を送信する送信手段を有し、

前記画像処理装置は、

前記第1スキャン要求によりスキャンを実行するスキャン手段と、

前記スキャンにより生成された画像データに、付隨情報として、前記画像処理装置で実行された画像処理の有無に対応する情報を付隨させる付隨手段と、

前記スキャンにより生成された画像データを前記情報処理装置に送信する送信手段と、を有し、

前記情報処理装置は、さらに、

前記第1スキャン要求により前記画像処理装置によって実行されたスキャンにより生成された画像データを取得する取得手段と、

前記取得手段により取得された前記画像データに付隨する前記付隨情報が第1の内容であることに基づいて、前記情報処理装置による所定の画像処理の実行をユーザが指示するための所定の領域を表示するように制御し、前記付隨情報が前記第1の内容と異なる第2の内容であることに基づいて、前記所定の領域を表示しないように制御する制御手段とを有することを特徴とする情報処理システムが提供される。

【発明の効果】

【0012】

本発明によれば、標準的なドライバを利用して一つ、実行する機能を適切に決定することができる。

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図1】画像処理装置150と情報処理装置100の構成図

【図2】ベンダードライバ401のソフトウェア構成図

【図3】標準ドライバ402のソフトウェア構成図

【図4】Custom Capabilityを使ったベンダードライバ401のソフトウェア構成図

【図5】標準ドライバ402を使う場合のシーケンスチャート

【図6】ベンダードライバ401を使う場合のシーケンスチャート

【図7】アプリケーションプログラム200のフローチャート1

【図8】原稿台だけの時のユーザーインターフェースを示す図

【図9】ADFがある場合のユーザーインターフェースを示す図

【図10】両面ADFがある場合のユーザーインターフェースを示す図

【図11】アプリケーションプログラム200のフローチャート2

【図12】画像処理がある場合のユーザーインターフェースを示す図

【図13】アプリケーションプログラム200のフローチャート3

10

20

30

40

50

【図14】アプリケーションプログラム200のフローチャート4

【図15】更新ボタンがある場合のユーザーインターフェースを示す図

【図16】画像処理装置150でのスキャン時のフローチャートを示す図

【図17】アプリケーションプログラム200でのスキャン制御のフローチャート

【発明を実施するための形態】

【0014】

以下、添付図面を参照して本発明の好適な実施の形態を詳しく説明する。尚、以下の実施の形態は特許請求の範囲に係る本発明を限定するものでなく、また本実施の形態で説明されている特徴の組み合わせの全てが本発明の解決手段に必須のものとは限らない。

【0015】

本実施形態においては、スキャナ等の画像処理装置と、該画像処理装置を用いる情報処理装置を含む情報処理システムについて説明する。このような情報処理装置において、例えば、オペレーティングシステムがアップグレードなどで変更された場合など、ベンダードライバが提供されず、標準ドライバを使用しなければならないことがある。また、画像処理装置のベンダーによってはベンダードライバを提供せず、標準ドライバが利用されることもある。画像処理装置には、たとえばスキャンの都度画像処理の指定をせず、予め指定しておけばその後のスキャンによる画像データについてはその都度指定しなくとも予め指定した画像処理が施されるものがある。この様な画像処理装置を用いて、たとえば古いオペレーティングシステムの下でベンダードライバを用いて画像処理装置に標準を超える画像処理を指定しておき、新たなオペレーティングシステムの導入に伴い標準ドライバを用いて画像処理装置を利用することも考えられる。この場合、標準ドライバでその画像処理装置を利用しても、取得する画像データには指定しておいた画像処理が施されている。しかしながら、その画像データに標準を超える画像処理が施されていることを、標準ドライバを用いる情報処理装置で知ることができない場合がある。この場合、画像処理装置の利用に関する機能を適切に決定できることがある。

【0016】

そこで本実施形態では、標準的なドライバを利用して、画像処理装置に関する機能を適切に決定するための技術について詳細に説明する。

【0017】

<実施形態1>

本実施形態における画像処理装置150と情報処理装置100の構成を、図1を参照して説明する。

【0018】

ハードウェア構成

情報処理装置100は入力インターフェース102とCPU103、ROM104、RAM105、外部記憶装置106、出力インターフェース108、表示部107、キーボード101、マウス109、ネットワークインターフェース110を有する。ネットワークインターフェース110はネットワークケーブル190を介して後述するスキャナやスキャナを含む多機能機などの画像処理装置150と接続してある。画像処理装置150は、要求に応じて画像データを読み取り、後述する付随情報と共に要求元の情報処理装置101（あるいはそのアプリケーション）に渡す（送信する）。ROM104には初期化プログラムが入っており、外部記憶装置106にはOS(Operating System)、アプリケーションプログラム200、標準ライブラリ301、ベンダードライバ401、標準ドライバ402、その他各種のデータが保存されている。RAM105は外部記憶装置106に格納される各種プログラムがワークメモリとして使用する。

【0019】

画像処理装置150はネットワークインターフェース151とRAM152、スキャナエンジン153、ROM154、CPU155を有する。ネットワークインターフェース151はネットワークケーブル190を介して情報処理装置100と接続される。この接続は図のようにケーブルで直接接続しても、ルーターやハブなどを経由して間接的に接続して

10

20

30

40

50

も問題はない。また、ネットワークケーブル 190 を介さず、無線によって接続しても問題はない。RAM 152 は CPU 155 の主メモリとワークメモリとして用いられ、受信したスキャンジョブを処理するための各種のデータを保存する。スキャンエンジン 153 は RAM 152 に保存されたスキャンジョブに基づきスキャンを行う。スキャンエンジン 153 はスキャンするための光学センサーやセンサーを駆動するモーターなどから構成される。スキャンエンジン 153 は原稿台に原稿をおいてセンサーを駆動することでスキャンする方法の他に、スキャンする原稿を自動的に送る Auto Document Feed (以下 ADF) がある。また ADF にも原稿の片面だけを読む片面 ADF と、光学センサーを 2 つ使い同時に原稿の両面を読み取る両面 ADF がある。ここでは例として情報処理装置 100 と画像処理装置 150 の処理分担を上記のように示したが、特にこの分担形態限らず他の形態であっても構わない。

10

【0020】

ソフトウェア構成

情報処理装置 100 におけるソフトウェアの構成を、図 2 に示す。前述の情報処理装置 100 は前述の OS で制御されており、その上でアプリケーションプログラム 200 が動作している。アプリケーションプログラム 200 は画像処理装置 150 から画像を取得し保存する機能を持っているものとする。

【0021】

アプリケーションプログラム 200 がスキャナなどの画像処理装置 150 にアクセスする際には、OS メーカーや標準化団体が定める標準規約を用いて行うことできる。アプリケーションプログラム 200 が標準規約を用いて画像処理装置 150 にアクセスする際には、標準規約に定義されている Application Program Interface (以下「標準 API 300」と略す) を使用する。

20

【0022】

アプリケーションプログラム 200 は画像処理装置 150 にアクセスするには OS に含まれている標準ライブラリ 301 を自分にプログラムに組み込み、その中に定義されている標準 API 300 を呼び出す。標準 API 300 の呼び出しに応じて、OS の標準ライブラリ 301 は画像処理装置 150 に対応するドライバをロードする。ドライバはドライバ API 400 で求められる機能に応じて、画像処理装置 150 にアクセスし所望の動作を実現する。ドライバは図 2 で示すようにベンダーが作成し提供するベンダードライバ 401 であっても、図 3 で示すように標準プロトコル 600 で画像処理装置 150 にアクセスする OS メーカーが作成し OS に含まれている標準ドライバ 402 であっても構わない。標準ドライバ 402 はこの実施例では OS メーカーになっているが、それ以外の標準規約にのっとったドライバであっても構わない。また、標準 API 300 と標準ドライバ 402 を一体としてドライバが存在しない場合でもアプリケーションプログラム 200 からみた場合には同様と考えてよい。

30

【0023】

図 2 に示すベンダードライバ 401 と、図 3 に示す標準ドライバ 402 は、アプリケーションプログラム 200 から見た場合には、標準的な機能を実装する範囲では差がない。アプリケーションプログラム 200 が、OS 標準で提供されるデバイス制御に対する使いやすさを向上させたり機能アップを実現したりする場合は、図 4 に示すようにベンダードライバ 401 と Capability を用いることで実現することができる。Capability とはたとえばベンダードライバの機種固有の機能等の情報である。図 4 は基本的に図 2 と差はないが、アプリケーションプログラム 200 は、標準 API 300 で定義された Set Custom Capability 340 と Get Custom Capability 350 を使用して、それをサポートするベンダードライバ 401 に対して影響を及ぼすことができる。例えば、アプリケーションプログラム 200 が、Get Custom Capability 350 を使えば、Get Driver Capability and Status 351 で示すように、画像処理装置 150 と実際に通信することなくドライバ 401 内部に持っている画像処理装置 150 の読み取り可能サイズなど

40

50

の静的な情報を得る事も可能だし、標準定義を超える細かい情報を取得することも可能である。また Set Custom Capability 340 をスキャンの直前に使えば、Control Driver Behavior 341 で示すように、ベンダードライバ 401 の内部的な動作を変え、この後のスキャン指示を上書きするような指示も可能である。ベンダードライバ 401 の内部的な動作を変える事に伴って、Control Device Behavior 342、Get Device Status 352 で示すように画像処理装置 150 そのものに対するステータス取得やコマンド発行を間接的に制御することも可能である。たとえば、Set Custom Capability 340 により Control Device Behavior 342 を画像形成装置 150 に設定し、その中で輪郭強調を実行するよう設定できる。この設定の後には、画像処理装置 150 は、画像のスキャンの要求に応じてスキャンした画像データに輪郭強調処理を施す。

【0024】

ただし、Custom Capability は名前の通り、ドライバ別に作成された設定値であり、すべての画像処理装置 150 で使用できる訳ではないし、使用方法自体もドライバを作成したベンダーでなければわからない。ベンダーは SDK などの情報でそれらの機能を公開し、デベロッパーに解放したりしているが、ベンダー間で統一されている訳ではない。また標準ドライバ 402 はベンダードライバ 401 がサポートしている Custom Capability を知らないので、アプリケーションプログラム 200 がそれらの処理を指定しても、標準ドライバ 402 からは無視されるか、エラーとされることになる。

【0025】

標準ドライバを用いたスキャン処理のフロー

図 5 は標準ドライバ 402 を前提としたアプリケーションプログラム 200 の基本的な動作に関するデータフローである。全体的な流れを記す。まずステップ 210 でユーザーがアプリケーションプログラム 200 を起動する。起動されると、アプリケーションプログラム 200 は、ステップ 220 で画像処理装置 150 のリスト取得を行い、見つかった画像処理装置 150 をリスト表示する。ユーザーは、ステップ 230 でそのリストからスキャンを行う画像処理装置 150 を選択する。選択されると、アプリケーションプログラムは画像処理装置 150 の持つ機能に応じたユーザーインターフェースを生成し表示する。ステップ 240 でユーザーインターフェースが表示されたら、ユーザーは、スキャンの条件を設定してから、ステップ 250 でスキャンボタンを押下する。スキャンボタンが押下されたら、アプリケーションプログラム 200 はスキャンを実行し結果のデータをステップ 260 でファイルに保存し、ステップ 240 に戻って再度画像処理装置 150 の持つ機能に応じたユーザーインターフェースを表示する。ユーザーは、必要な回数だけ、ステップ 240～250～260 を繰り返してスキャンすることができる。ユーザーが所望の結果を得られたら、ユーザーはステップ 270 でアプリケーションプログラム 200 を終了させる。

【0026】

次にアプリケーションプログラム 200 からの内部的なシーケンスをみていく。ステップ 220 で画像処理装置 150 リスト取得が指示されると、アプリケーションプログラム 200 は標準ライブラリ 301 に対して標準 API 300 の 1 つである画像処理装置 150 リスト取得要求の Get Device List 310 を発行する。Get Device List 310 により、標準ライブラリ 301 は USB や Network Service などに登録された情報を調べ、必要であれば 標準ドライバ 402 に対してリスト要求である Enumerate 410 を発行して画像処理装置 150 のリストを生成しアプリケーションプログラム 200 に返す。

【0027】

つづいて、ステップ 230 で画像処理装置 150 の選択がなされると、アプリケーションプログラム 200 は該当する画像処理装置 150 でできるスキャンの情報を取得するために、最初に標準 API 300 の 1 つである画像処理装置 150 使用開始を宣言するため

10

20

30

40

50

のDevice Open 320を発行する。Device Open 320により、標準ライブラリ301は標準ドライバ402に対してDevice Open 420の要求をする。標準ドライバ402は画像処理装置150を占有させるためにDevice Open 620の要求をして結果を受け取る。画像処理装置150はDevice Open 620を受けると実際がその要求に応えられるかを調べ、可能な場合はOKを返し、次のコマンドの準備を開始する。可能でない場合「ビジー」などのエラーを返すことも可能である。結果は標準ライブラリ301経由でアプリケーションプログラム200に渡される。

【0028】

画像処理装置150がオープンできたら、続いてアプリケーションプログラム200は画像処理装置150の機能を調べるために標準API300の1つである画像処理装置150機能を調べるGet Capability330を発行する。Get Capability330で取得できるCapabilityは、画像処理装置150で一般的である、解像度、原稿台のサイズ、ADFの有無などの情報を含んでいる。Get Capability330は、そのまま標準ライブラリ301からGet Capability430として標準ドライバ402に、さらにGet Capability630として画像処理装置150まで伝達される。画像処理装置150はGet Capability630に応じて自分の持つ情報をCapabilityとして返し、その情報は最終的にはアプリケーションプログラム200へ伝達される。

【0029】

ステップ240で、アプリケーションプログラム200は取得された情報(Capability)を基にしてスキャン設定画面のユーザーインターフェースを生成し表示する。ユーザーがスキャン設定のユーザーインターフェースを操作し所望する設定値に変更し、ユーザーインターフェースの「スキャン」ボタンを押下することで、ステップ250のスキャン開始がキックされる。

【0030】

スキャン開始により、アプリケーションプログラム200は標準API300の1つであるスキャン要求のScan With Setting360を発行する。それに応じて標準ライブラリ301はSet Scan Settings461を発行し、その応答が成功であれば続けてExecute Scan462を発行する。これによりExecute Scan662が画像処理装置150に発行されてスキャン151が実行される。標準ライブラリはExecute Scan462に対する応答が成功であればGet Image File463を標準ドライバ402に発行する。これに応じてスキャンのデータImage Fileが取得されアプリケーションプログラム200へ渡される。

【0031】

データが取得されると、アプリケーションプログラム200は、ステップ260でそのデータをファイルに保存する。保存が成功したら、アプリケーションプログラム200はステップ240のスキャン設定画面のユーザーインターフェースを表示する。ユーザーは所望するスキャンが終わるまで、原稿や設定を何回か変更して、ステップ240からの処理を繰り返す。ユーザーがスキャンを終えたら、ステップ270でアプリケーションプログラム200を終了させる。ステップ270では、画像処理装置150の使用終了を宣言し他のアプリケーションプログラム200が画像処理装置150を使用できるようにするために、標準API300の1つであるDevice Close370を発行する。

【0032】

ベンダードライバを用いたスキャン処理のフロー

図6はベンダードライバ401を前提としたアプリケーションプログラム200の基本的な動作に関するデータフローである。相違点は3つある。

【0033】

まずは、アプリケーションプログラム200が、Get Capability330の後にGet Custom Capability350を呼んでいるところである。こ

10

20

30

40

50

の機能はドライバが持つ内部的な機能に関する情報を取得することができる。よってアプリケーションプログラム200は、標準では定義されていない画像処理の有無やスキャンの方法が可能かなどの情報をここで得て、ユーザーインターフェースに反映することもできる。標準では定義されていない画像処理（すなわち標準を超える画像処理）は、たとえば標準ドライバでは対応できない画像処理であり、特に指定がない限り実行されない画像処理である。

【0034】

さらに、ステップ250のスキャンボタンの押下の後で通常のスキャン動作に入る前に Set Custom Capability340が呼ばれている。これによってGet Custom Capability350で取得されたベンダー固有の処理をベンダードライバ401に伝え、それに応じた動きを行わせることができるようになる。場合によつては、通常の方法で設定された内容を上書きしてしまっても構わない。

10

【0035】

最後の違いが実際にスキャンを制御し画像を作る部分である。アプリケーションプログラム200によりScan with Setting360が実行されると、Set Custom Capability340, 440での設定に従って、ベンダードライバ401は、標準ドライバ402では実行されない独自のコマンド580の使用やベンダードライバ401による画像処理など、独自処理480を実行する。標準ドライバ402を使つている場合には、スキャン処理および画像処理を行うのは画像処理装置150の中にあるCPU155である。一方、ベンダードライバ401の場合には画像処理装置150の制御は基本的にベンダードライバ401にゆだねられており、ケースによってすべての制御および画像処理を情報処理装置100のCPU103が行っても構わない。よつて画像処理装置150では難しい複雑な画像処理もベンダードライバ401を使う場合には可能になる。

20

【0036】

ユーザーインターフェース表示までの標準フロー

図7はユーザーインターフェースをアプリケーションプログラムが表示するまでの標準フローであり、標準ドライバ402、ベンダードライバ401で共通する処理である。アプリケーションプログラムがステップ210で起動されると、ステップ220で画像処理装置リストが取得される。ステップ230で、リストから画像処理装置150選択をすると、ステップ241で、選択された画像処理装置150から標準API300に標準定義されたCapabilityを取得する。そして取得したCapabilityの内容に応じてユーザーインターフェースを構築していく。ここでは標準定義されたCapabilityに「ADFの有無」と「両面ADFか否か」の情報が含まれているものとする。

30

【0037】

まず、アプリケーションプログラム200はステップ700でADFの有無を判定する。ADFがない場合には原稿台しかないので、ステップ702では、アプリケーションプログラム200は原稿台810のみ選択可能な図8に示すようなユーザーインターフェースを生成する。ADFがある場合にはさらに、ステップ701で両面ADFか否かを判定し、両面非対応の場合は、ステップ703で、アプリケーションプログラム200は原稿台810とADF811のどちらかが選択可能なラジオボタンを有する、図9に示すようなユーザーインターフェースを表示する。両面対応の場合には、ステップ704で、アプリケーションプログラム200は図9に加えて両面のチェックボックス820を追加した示す図10に示すようなユーザーインターフェースを表示する。なお、図8、図9、図10で示すように画像処理装置150はポップアップによりリストから選択されるので、画像処理装置を選択し直すこともできる。その場合には改めて選択された画像処理装置について上記手順でユーザーインターフェースを表示し直す。また、スキャンボタン850は押下すると、ステップ250のスキャンボタンを押下が発生する。

40

【0038】

スキャン指示に応じたアプリケーション処理

50

図17はスキャンボタンが押下された時のアプリケーションプログラム200が標準API300のスキャンを呼び出してイメージファイルを取得するまでの処理である。アプリケーションプログラム200はステップ1000においてユーザーインターフェースでADFが選択されているかを識別し、選択されていない場合は1003で「原稿台」を選択する。ステップ1000においてユーザーインターフェースでADFが選択されている場合は、ステップ1001においてユーザーインターフェースで両面が選択されているか識別し、両面が選択されていない場合はステップ1003で「片面ADF」を選択し、両面が選択されていた場合はステップ1004で「両面ADF」を選択する。アプリケーションプログラム200は、選択した設定で標準API300のScan with Settingを呼び出す。選択した設定情報はステップ1005において、ドライバAPI400のSet Scan Settingsで標準ドライバ402に伝達される。設定情報が標準ドライバ402にセットされたらステップ1006でドライバAPI400のExecute Scanを用いてスキャンの開始を指示する。その後、ドライバAPI400のGet Image Fileを呼び出す。このドライバAPI400は、スキャンが完了した時点でアプリケーションプログラム200に結果を返す。アプリケーションプログラムはステップ1008でデータの取得が完了したら続く処理を行う。

【0039】

アプリケーションプログラム200が標準API300経由で画像データを受け取る際に、例えば画像データがJPEGであればEXIF情報のような付隨的な情報を検知することが可能である。EXIFのような付隨情報に含まれる情報には、たとえば画像データの記録日時や装置のベンダー名、モデル名、解像度、色空間、スキャンの設定情報、Custom Renderedタグなどがある。Custom Renderedタグは、画像処理装置において実行される機能を示し、例えば画像処理装置で遂行された画像処理（あるいは実行された機能）の有無を示す。アプリケーションプログラム200がJPEGを要求し、画像処理装置150がJPEG画像データを生成して標準ドライバ402に送信する場合には、標準ライブラリ301は画像処理装置150が生成したJPEGをそのままアプリケーションプログラム200に渡す。アプリケーションプログラム200はJPEGのEXIF情報から知りえた画像処理装置150の特性などを基準に、アプリケーションプログラム200でサポートすべき処理を決めることが可能である。例えばアプリケーションプログラム200は、画像処理装置150が生成したJPEGに埋め込まれたEXIF情報で汎用的に定義されているCustom Renderedタグを使って、取得したJPEGデータに対して画像処理が可能かを判断することが可能である。

【0040】

画像処理装置によるスキャン結果の生成処理

図16は画像処理装置150がスキャン結果を生成する時のフローである。画像処理装置150が標準ドライバ402から標準プロトコル600を経由してスキャン要求をステップ900で受け取ったら、ステップ901でその要求に対してEXIF情報を出力するか否かを判定する。例えば特定のOSからの要求である場合のみ出力するとか、ファイルフォーマットの指定に応じて出力するとか、自分がこの後の機能に対応する機種であるか否かなどで判断してもよい。ステップ901でEXIF情報を出力すると決定したら、ステップ902で、タグに影響する特定の処理、たとえばスキャンした画像データに対して、追加的な処理に耐えられないような画像処理を施すか否かを識別する。ここでは特定の処理として輪郭強調を行ったか否かを判定している。ドライバからの輪郭強調処理の指定は、たとえばベンダードライバ401であれば、独自コマンドにより行われる。一方、標準ドライバ402であれば、標準機能ではないので通常してされない。画像処理装置150が輪郭強調をかけて画像補正した後にアプリケーションプログラム200で再び輪郭強調をかけると輪郭強調が利きすぎて画像が乱れるおそれがあるので、ステップ902で輪郭強調がオンであると判定した場合には画像処理装置150は追加したEXIF情報に対してCustom Renderedタグを追加し、その値を1(Custom)にする。ステップ902で輪郭強調がオフであると判定した場合には画像処理装置150は追加

した EXIF 情報に対して Custom Rendered タグを追加し、その値を 0 (Normal) にする。

【0041】

EXIF における Custom Rendered タグは、特殊な画像処理をしていることを示しており、その値が 1 の場合にはこれ以上の画像処理を禁止するフラグである。アプリケーションプログラム 200 は、Custom Rendered タグに 0 がセットされてきている画像処理装置 150 からのスキャン結果（画像データ）については、自分が画像処理をすることが可能と判断し、独自の画像処理を適用することが可能である。一方、アプリケーションプログラム 200 は、Custom Rendered タグが 1 にセットされたている画像処理装置 150 からの画像データについては、既に画像処理をかけられないと判断し、その後の独自の画像処理を禁止し、画像処理のユーザー選択も不可とする。もし Custom Rendered タグそのものがない場合には、アプリケーションプログラム 200 が画像処理をかけてよいかどうか不明なため、べつの方法で該当画像処理装置 150 のスキャン画像ファイルに画像処理をしてよいかを判定するか、判定方法がない場合には画像処理ができないものとして処理する。10

【0042】

アプリケーションによるスキャン画像データの受信処理

図 11 を用いてアプリケーションプログラム 200 での実装を説明する。アプリケーションプログラム 200 は、図 7 の標準 API 300 の Capability による処理を行った後に、続けて図 11 のステップ 710 に示すように標準 API 300 でデータを取得する。この時のスキャン設定は任意のサイズや解像度で構わない。必要なのは画像ではなくデータの付随情報であるので、スキャンでエラーにならない最小サイズのスキャンで構わない。もちろん特定の設定でスキャンを行った場合だけ所望の情報が埋め込まれるようにもよいし、付随情報を画像そのものに埋め込んでも問題はない。EXIF 情報を見る場合は JPEG を指定することだけが必要だが、JPEG 以外でもなんらかの付随的な情報が取得できるなら、そのフォーマットでも構わない。20

【0043】

図 11 では JPEG のタグから EXIF 情報を取得するために、ステップ 711 でアプリケーションプログラム 200 は JPEG のヘッダーを取得する。つづいてステップ 712 でアプリケーションプログラム 200 は、EXIF タグの中に Custom Rendered タグが存在するかをチェックする。存在しない場合は、この画像を処理してよいかいけないか不明な為、安全のため画像処理である「輪郭強調」を指定するためのコントロールはユーザーインターフェースに表示しないものとする。Custom Rendered タグが存在する場合には、ステップ 713 でアプリケーションプログラム 200 はその値をチェックする。Custom Rendered タグの値が 1 であれば画像処理装置 150 が画像処理を禁止しているため、アプリケーションプログラム 200 は画像処理である「輪郭強調」処理の指定はユーザーインターフェースに表示しない。Custom Rendered タグの値が 0 であれば情報処理装置 100 側での画像処理を許しているとして、ステップ 714 でアプリケーションプログラム 200 はユーザーインターフェースに「輪郭強調」の指定を追加する。30

【0044】

図 12 は標準 API 300 の Capability により図 10 のユーザーインターフェースが作成されている状態で、図 11 のステップ 714 の処理によりアプリケーションプログラム 200 が輪郭強調 830 を追加したユーザーインターフェースである。もちろん図 10 に限らず、図 8、図 9 においても、ステップ 714 の処理によってアプリケーションプログラム 200 は「輪郭強調」が追加されたユーザーインターフェースを作成しうる。ユーザーインターフェースには、複数の画像処理装置から一つを選択するための選択部 800 のほか、原稿台や ADF、両面スキャンといった画像処理装置 150 やドライバから取得した機能を選択する選択部、また Custom Rendered タグに基づいて決定した輪郭強調機能の選択部 830 を含む。4050

【0045】

アプリケーションの起動から終了までの処理フロー

図13はアプリケーションプログラム200の起動から終了までのフローチャートである。まずステップ210で、アプリケーションプログラム200が起動されると、ステップ220でアプリケーションプログラム200は標準API300を使用して画像処理装置150リストを取得し、それを表示して、ユーザーに選択させる。ステップ230でユーザーが画像処理装置150を選択すると、アプリケーションプログラム200は標準API300を使用して画像処理装置150をオープンし、標準API300を使用して画像処理装置150のCapabilityを取得する(ステップ720)。さらにステップ721で、アプリケーションプログラム200は標準API300を使って標準の方法でスキャンを行い、データを受け取りその中にある付随情報をつかってアプリケーションプログラム200が可能な処理を判定する。本例の付随情報とは、具体的には、図16で説明したように、画像処理装置150が画像データに添付して返すCustom Renderedタグの値を指す。10

【0046】

ステップ720とステップ721で受け取った情報をベースに、ステップ240でアプリケーションプログラム200はユーザーインターフェース(例えば図10或いは図12に示す)を生成して表示し、ユーザーからの入力を受け付ける。例えばCustom Renderedタグが1であれば、そのユーザーインターフェースでは輪郭協調の設定は受け付けず、0であれば受け付ける。ステップ250でユーザーがユーザーインターフェースの中の「スキャン」ボタンを押下したら、アプリケーションプログラム200はユーザーインターフェースに設定された値に基づいて標準API300を使った標準的な方法で画像処理装置150からデータを受け取る。そして、ユーザーインターフェースにおいてユーザーが「輪郭強調」を指定していたら、ステップ715でアプリケーションプログラム200は画像処理をデータに対して実施する。ユーザーが「輪郭強調」を指定していないかったり指定自体ができなかったりしていた場合には、データはそのままとなる。ステップ260でアプリケーションプログラム200はデータを保存してスキャン動作を終了する。ユーザーは必要に応じて、ステップ240のユーザーインターフェースの設定からステップ260のスキャンデータの保存までを繰り返しても良い。ユーザーは所望するスキャンが全て終了したら、ステップ270で終了を選択することでアプリケーションプログラム200は動作を完了する。20

【0047】

以上のようにして、本実施形態では、画像処理装置で標準を超える処理が行われたことを、標準ドライバを用いていてもアプリケーションは知ることができる。標準を超える処理は例えば輪郭強調を含むが、もちろん他の標準外の処理であってもよい。例えば画像の反転や回転、ぼかし、ノイズ添加、ノイズ除去、アンシャープマスク、カスタムフィルタ、特殊効果、色補正など、標準ではない処理であればどのような画像処理も候補になり得る。そしてそのよう標準ではない画像処理が実施済みであることをCustom Renderedタグの値によりアプリケーションは知ることができるので、アプリケーションは適切な対応を行うことでき、スキャナ等の画像処理装置における画像処理と、アプリケーションによる画像処理とを両立できる。30

【0048】

<実施形態2>

上記実施形態では、図13の方法は画像処理装置150選択毎にユーザーが意図しない画像処理装置150の特性を知るためにスキャン動作を行うため、ユーザーインターフェースが表示されるまでに時間がかかるてしまう。前述のCustom Renderedタグは画像処理装置150側での画像処理を変更するような指示するようなオプションがなければ常に同じ値がセットされるという特徴がある。本実施形態では、この特性を利用することで、前回取得した情報を画像処理装置の識別情報と関連付けて保存し、画像処理装置150選択時に該当画像処理装置150と同じ画像処理装置150があつたら保存してあ4050

る情報（登録情報と呼ぶ）を使用することにより2回目以降の画像処理装置150選択を高速にすることができる。ただしその場合には、画像処理装置150選択情報がユーザー同じ名前で別の特性を持つ画像処理装置150にリプレースされた場合などに正しい登録情報に更新することが難しくなる。画像処理装置150のファームウェアなどがアップデートされ機能が変わった場合なども同様である。なお本実施形態は、図13を図14に、図12を図15に置き替える点で相違するが、他の点は実施形態1と同じであり、相違点のみを説明する。

【0049】

アプリケーションの起動から終了までの処理フロー（第二の例）

図14は画像処理装置150の情報が変わった場合でもユーザーが対応できるように、意図的な「画像処理装置150に関する情報更新」が行えるアプリケーションプログラム200のフローチャートである。画像処理装置単位で更新をさせる方法も考えられるが、図14では一括して画像処理装置150を登録・更新できるものとして実装している。アプリケーションプログラム200は起動後に自分のプリファレンスファイルを参照し前回取得した画像処理装置150の登録情報があるかを、ステップ750で判定する。初回起動時には画像処理装置150の登録情報はないのでステップ750の結果は「ない」になる。「ない」場合には、アプリケーションプログラム200は画像処理装置150のリスト取得をステップ220で行うが、その結果をそのままユーザーに提示するのではなく、その画像処理装置150の持つCapabilityを取得し登録情報に保持する。よって、標準API300の画像処理装置150のリストにおいてリストアップされていても、他の情報処理装置100が使用中などで画像処理装置150にアクセスできない場合は、通信エラーとなって登録できない場合がある。

【0050】

アプリケーションプログラム200は、ステップ220で得た画像処理装置150のリストを順番に登録していくために最初の画像処理装置150を、ステップ760で内部的に選択する。画像処理装置150が選択されたら、ステップ720でアプリケーションプログラム200は標準API300で標準定義のCapabilityを取得する。さらにステップ721でアプリケーションプログラム200は標準API300で、選択した画像処理装置にスキャンを行わせて画像データを取得し、付随する情報（たとえばCustom Renderedタグ）を得る。この2つは図13のステップ720とステップ721と同じである。情報取得に成功したら、ステップ732でアプリケーションプログラム200はこの情報を画像処理装置150の登録情報に追加もしくは更新する。そしてステップ761でアプリケーションプログラム200は次の画像処理装置150を選択し、ステップ720からの処理を繰り返す。ステップ762でアプリケーションプログラム200は画像処理装置150がこれ以上なくなったら処理を画像処理装置150の選択に戻す。

【0051】

一方ステップ750で登録情報があると判定した場合には、ステップ230で画像処理装置を選択させる。画像処理装置150の選択がされた際には、選択された画像処理装置の登録情報が取得済みであることが保証されている。そこで、画像処理装置150の選択時には、アプリケーションプログラム200は、ステップ730においてステップ732で保存されていた標準API300で取得された標準定義のCapabilityを取り出し、ステップ731においてステップ732で保存されていた標準API300取得されたデータから取得された情報を取り出し、それをベースにステップ240で図15に示すユーザーインターフェースを表示する。

【0052】

画像処理装置150の機能アップ、同一名称のリプレース、画像処理装置150の追加などが行われた場合にはユーザーは図14のステップ220から開始される画像処理装置150の登録情報を更新する必要がある。図15はそのための更新ボタン850を追加したユーザーインターフェースである。ステップ751では、ユーザーが更新を指示するため

10

20

30

40

50

の指示部である更新ボタン 850 を押下したかどうかを判定し、押された場合には画像処理装置 150 の登録情報更新指示がきたものとしてステップ 220 から開始される一連の処理を行う。アプリケーションプログラム 200 はこの事により毎回同じ画像処理装置 150 で情報を取得するためのスキャンをすることなく、画像処理装置 150 の追加・更新を行った場合にも対応できるものとなる。

【0053】

さらにステップ 751 では、更新ボタン 850 の押下の受け付けに加えて、選択された画像処理装置 150 が保存された登録情報と同じものを適用してよいかアプリケーションプログラム 200 が判断してもよい。この場合にも、ステップ 751 により異なると判断した場合に、ステップ 220 に分岐して画像処理装置 150 の登録情報更新を行う。同一の画像処理装置 150 かどうかの判定は、画像処理装置 150 のモデル ID、ファームのバージョン、シリアル番号、UUID 番号などを、単独もしくは組み合わせて判断する事が可能である。アプリケーションプログラムが、更新の必要ありと判断した場合には、内部的にステップ 220 からの処理を呼び出し処理させて、該当する画像処理装置 150 の正しいユーザーインターフェースを表示する。ステップ 250 以下は図 13 と同様である。

10

【0054】

以上の手順により、画像処理装置を選択する都度、画像処理装置から機能情報を取得し、また、標準でない画像処理を行ったから否かを示す非標準画像処理情報（たとえば Custom Rendered タグ）を取得する。いったん取得すると、それを画像処理装置情報として登録しておく。それにより、画像処理装置の選択の都度、上記情報を取得する必要がなくなり、処理の迅速化および画像処理装置の負荷の軽減を図ることができる。さらに、実施形態 1 と同様に、選択した画像処理装置により取得した画像データに対して画像処理を行ってよいか否かを、用いるドライバが標準ドライバであるかベンダードライバであるかに関わらずアプリケーションは知ることができる。

20

【0055】

[その他の実施例]

本発明は、上述の実施形態の 1 以上の機能を実現するプログラムを、ネットワーク又は記憶媒体を介してシステム又は装置に供給し、そのシステム又は装置のコンピュータにおける 1 つ以上のプロセッサーがプログラムを読み出し実行する処理でも実現可能である。また、1 以上の機能を実現する回路例えば、ASIC によっても実現可能である。

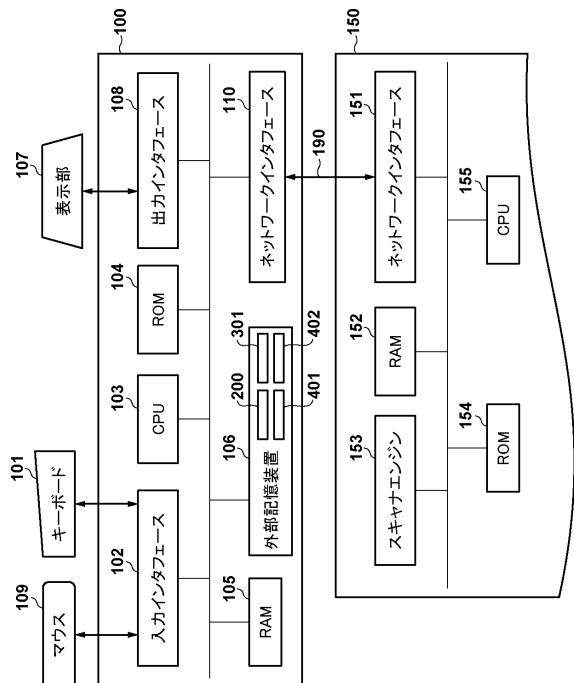
30

【符号の説明】

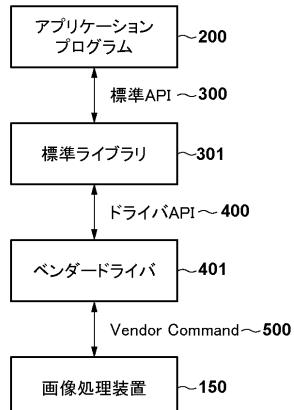
【0056】

200 アプリケーションプログラム、301 標準ライブラリ、401 ベンダードライバ、402 標準ドライバ、150 画像処理装置

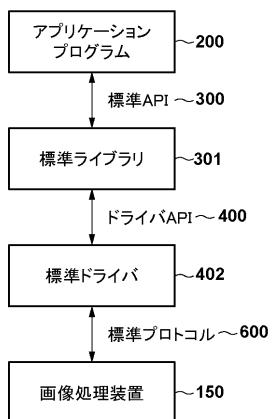
【図1】



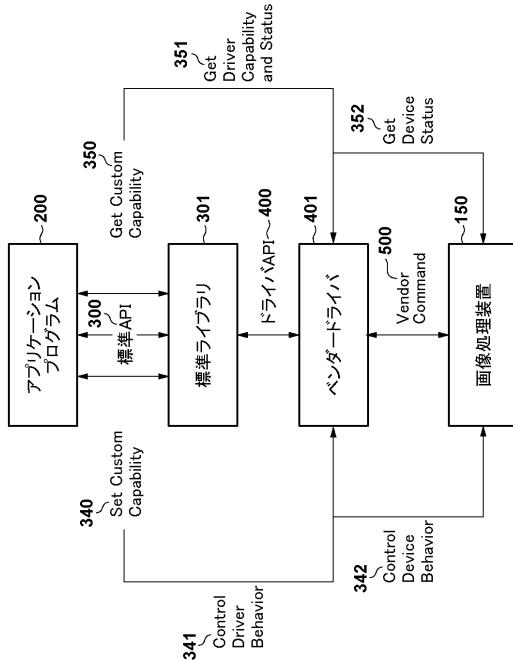
【図2】



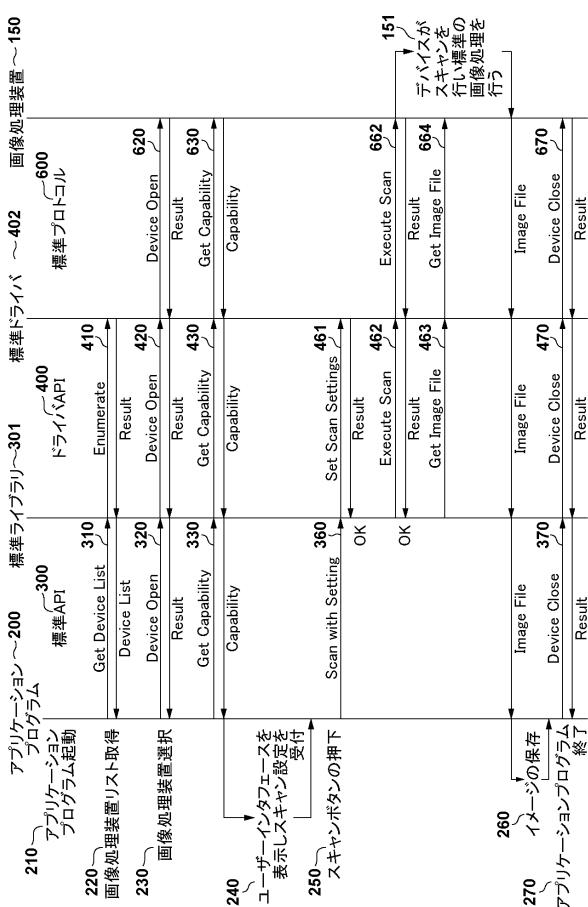
【図3】



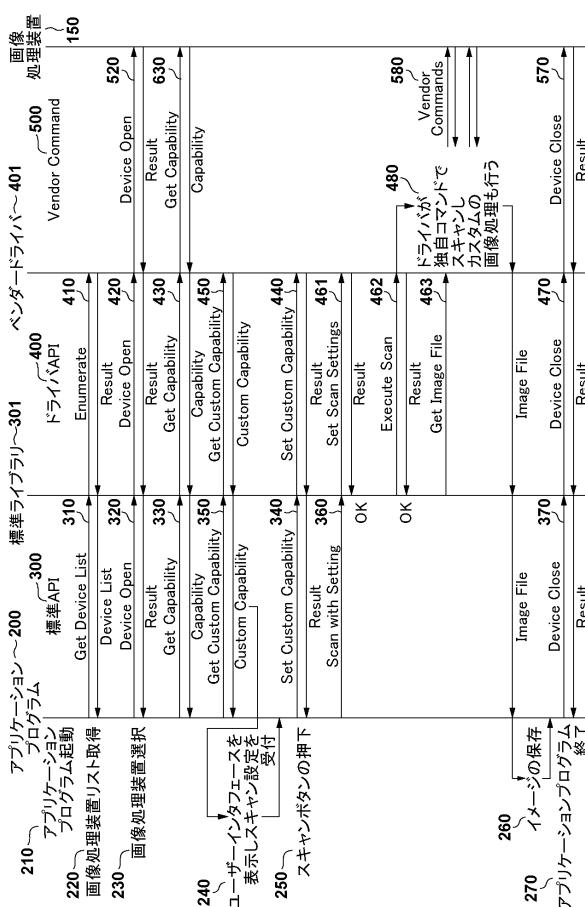
【図4】



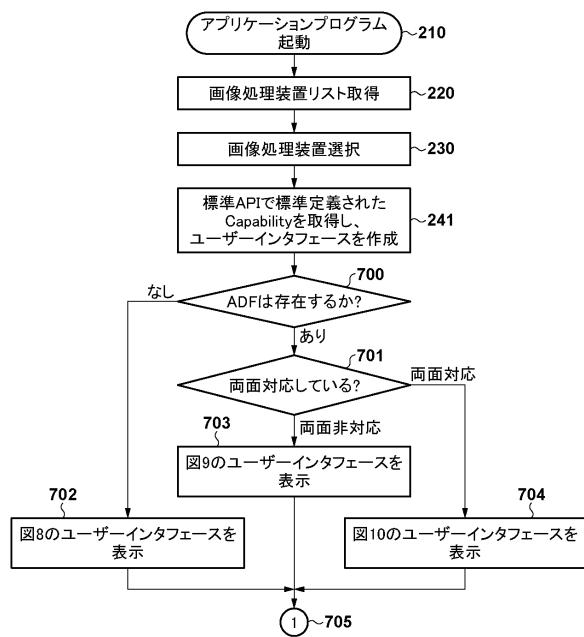
【図5】



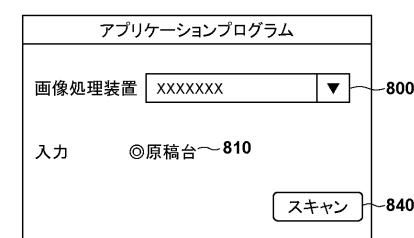
【図6】



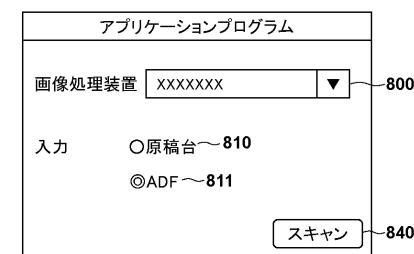
【図7】



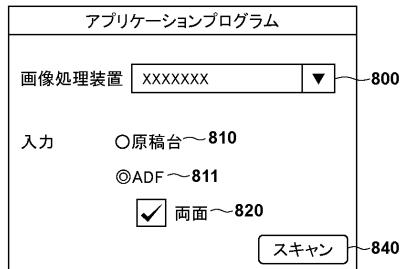
【図8】



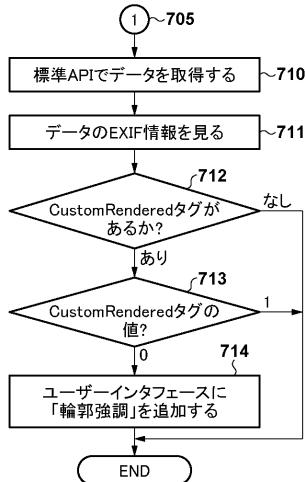
【図9】



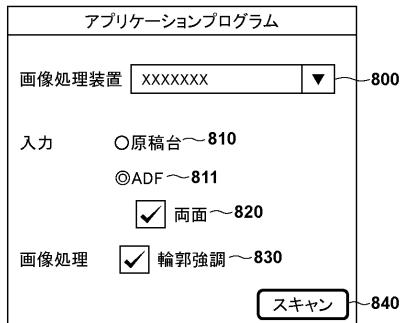
【図10】



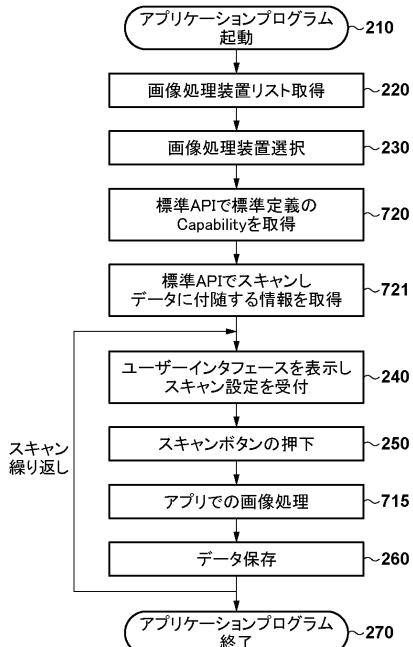
【図11】



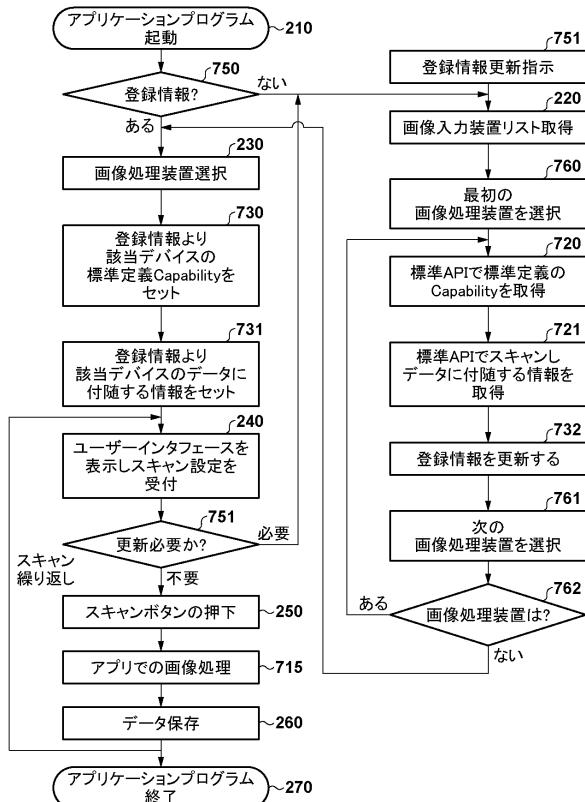
【図12】



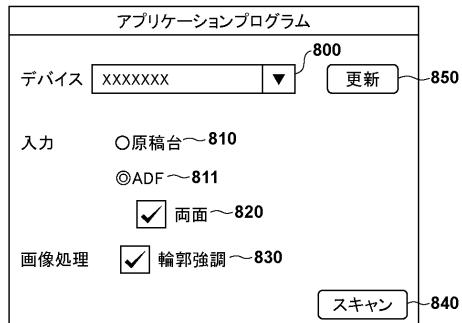
【図13】



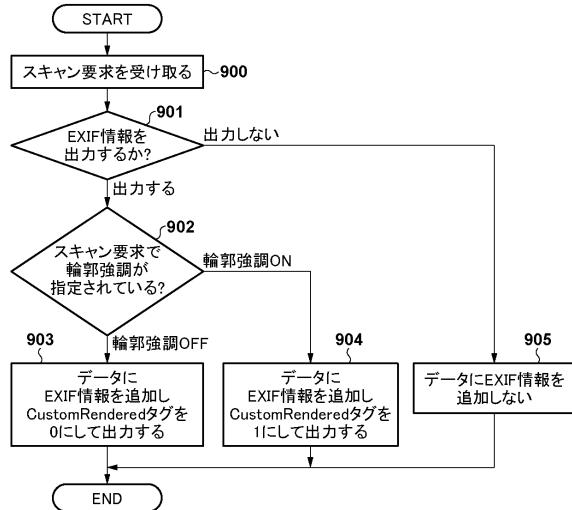
【図14】



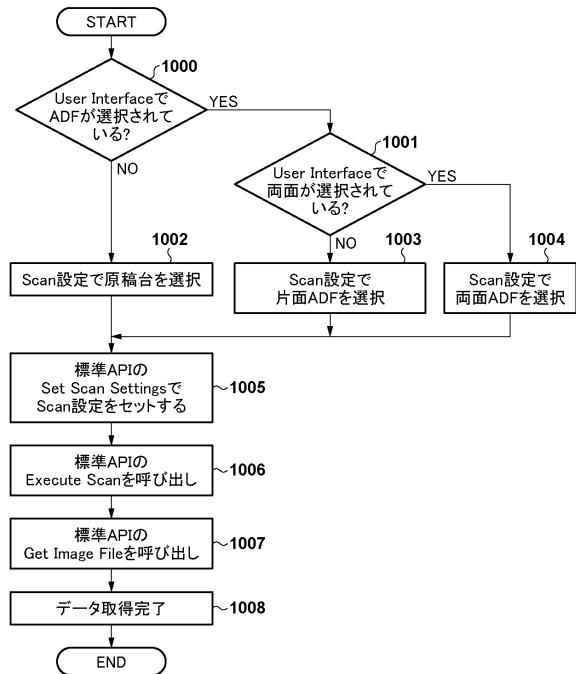
【図15】



【図16】



【図17】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2006-248217(JP,A)
特開2014-241570(JP,A)
特開2005-184091(JP,A)
特開2004-023569(JP,A)
特開2010-021596(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04N 1/00